

○佐賀県警察技能指導官に関する訓令

平成7年3月23日

本部訓令第4号

改正 令和4年3月7日警察本部訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、佐賀県警察職員（以下「職員」という。）の警察実務に関する専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）の向上を図るため、実務経験が豊富で警察実務に関して卓越した専門的技能等を有する職員（以下「技能指導官」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官の設置)

第2条 警察本部に技能指導官を置くことができる。

2 技能指導官を置く所属は、佐賀県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

(技能指導官の職務)

第3条 技能指導官は、命を受け、次の各号に掲げる方法により専門的技能等に関する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官が自らの職務を行いながら行う教養
- (2) 技能指導官が必要な職場に出向いて行う教養
- (3) 学校教養等の集合教養
- (4) 前3号に掲げるもののほか、効果があると認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、次の各号に掲げる要件を満たしている者の中から、本部長が任命した者を充てる。

- (1) 警部補及び警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員で原則として45歳以上であること。
- (2) 当該専門的技能等に係る実務経験が概ね15年以上であること。
- (3) 技能指導官としてふさわしい者であること。

本条…一部改正〔平成27.12本部訓令16〕

(技能指導官の申請)

第5条 技能指導官の職の設置を必要とする業務を担当する所属長（以下「業務担当課長」という。）は、第4条の要件を満たす職員を、業務担当課長の所属する部の庶務を担当する所属長（以下「庶務担当課長」という。）に通報するものとする。

2 庶務担当課長は、前項により通報された職員について、警務課長と協議し、その結果を
主管部長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた主管部長は、技能指導官候補者を選考し、技能指導官候補申請書(様
式第1号)により、本部長に申請するものとする。

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令3、27.12本部訓令16〕

(技能指導官の任命)

第6条 本部長は、前条第3項の申請に基づき技能指導官を任命するときは、技能指導官任
命通知書(様式第2号)を交付して行う。

本条…一部改正〔平成27.12本部訓令16〕

(技能指導官名簿の作成等)

第7条 警務課長は、技能指導官の任命があったときは、技能指導官名簿(様式第3号)を
作成するとともに、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知
を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3、27.12本部訓令16〕

(技能指導官の派遣等)

第8条 技能指導官の指導が必要と認める所属長は、当該技能指導官の所属長に対し技能指
導官派遣要請書(様式第4号)により派遣の要請を行うものとする。

2 業務担当課長は、技能指導官の活動結果をその都度、技能指導官活動状況報告書(様
式第5号)により、警務課長を経て本部長に報告するものとする。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3、27.12本部訓令16〕

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成23年3月31日本部訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月8日本部訓令第16号)

この訓令は、平成27年12月8日から施行する。

附 則(令和4年本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

部長名

技 能 指 導 官 候 補 申 請 書

現 所 属		階 級		職 名	
氏 名			生年月日	年 月 日(歳)	

専門的技術等に関する事項

業 務 名			業務担当課	
拝命年月日	年 月 日	当該専門的技術等に係る 実務経験年数	年 月	
被候補者が有する 専門的技術等の 概 要			
			
			
			
			
			
経 歴 等 の 概 要			
表 彰 受 賞 状 況			

意見欄

業務担当課長意見			
部 の 意 見			
資 料 の 添 付	有 無			

様式第2号

技能指導官任命通知書

所属名			
階級(身分)		氏名	
(通知内容)			
○○ 業務の技能指導官を命ずる			
年 月 日			
任命権者			
佐賀県警察本部長			
警視長 印			

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

部長名

技 能 指 導 官 派 遣 要 請 書

所 属 階 級 氏 名	----- ----- ----- -----
派 遣 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
派 遣 場 所	
被指導対象者	----- -----
派 遣 理 由	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

様式第5号

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

部長名

技能指導官活動状況報告書

技能指導官名	
指導日時	月 日 時 ~ 月 日 時
指導場所	
指導対象者 及び人数	
指導概要	
備 考	

様式第1号

本様式…一部改正〔令和4.3本部訓令4〕

様式第2号

様式第3号

様式第4号

本様式…一部改正〔令和4.3本部訓令4〕

様式第5号

本様式…一部改正〔令和4.3本部訓令4〕